

<b>申立手数料</b>
<input type="checkbox"/> 1 強制管理 債務名義1個ごとに金4,000円分の収入印紙 <input type="checkbox"/> 2 担保不動産収益執行 担保権1個ごとに金4,000円分の収入印紙
<b>添付書類</b>
<input type="checkbox"/> 1 (強制管理の場合) 執行力ある債務名義の正本及びその送達証明書 (公正証書については正本) <input type="checkbox"/> (更正決定がされている場合) 更正決定正本とその送達証明書 <input type="checkbox"/> 2 (法人当事者について) 代表者事項証明書 <input type="checkbox"/> 3 (自然人の債務者・所有者について) 住民票 <input type="checkbox"/> 3の写し それぞれ1部 <input type="checkbox"/> 4 申立てする不動産の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (建物のみの申立ての場合) 建物が建つ土地の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> (土地のみの申立ての場合) 土地に建物があれば、その建物の全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 5 不動産の所在地に至るまでの通常の経路及び方法を記載した図面 <input type="checkbox"/> 6 不動産登記法14条の地図 及び 建物所在図 <input type="checkbox"/> 7 申立てする建物の建物図面 <input type="checkbox"/> 8 申立てする不動産の固定資産税公課金証明書 <input type="checkbox"/> 9 上記4乃至8の各写し それぞれ2部 <input type="checkbox"/> 10 (弁護士以外の者を代理人とする場合) 代理人許可申請書 (金500円分の収入印紙貼付)
<b>差押登記登録免許税</b>
請求債権額 (1,000円未満切り捨て) に1000分の4を乗じた額 (100円未満切り捨て) に相当する収入印紙又は登録免許税領収証書
<b>民事執行予納金</b> (原則として下記のとおり、申立後に金額をお知らせします。)
<input type="checkbox"/> 91万円。ただし、目的物件の管理状況等に応じて、別途執行裁判所が定めることがある。 <input type="checkbox"/> (特別代理人選任の申立てをする場合) 上記に金5万円を加算する。
<b>予納郵便切手</b>
<input type="checkbox"/> 84円分
〒030-8522 青森市長島一丁目3番26号 青森地方裁判所第2民事部不動産競売係 電話017-722-5624 (係直通) FAX017-734-4740

※当事者が多数になる場合、予納金の額については増額されることがあります。

※予納金の電子納付利用の登録がある方は、申立書提出時に「登録コード」をお知らせください。